

中華人民共和国広告法

2015年4月24日公付

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國廣告法（主席令第 22 号）

中華人民共和國主席令

第 22 号

「中華人民共和國廣告法」は、中華人民共和國第 12 期全國人民代表大會常務委員會第 14 回會議にて 2015 年 4 月 24 日に改正案が可決され、ここに改正後の「中華人民共和國廣告法」を公布する。2015 年 9 月 1 日から施行する。

中華人民共和國主席 習近平

2015 年 4 月 24 日

中華人民共和國廣告法

（1994 年 10 月 27 日、第 8 期全國人民代表大會常務委員會第 10 回會議にて可決、2015 年 4 月 24 日、第 12 期全國人民代表大會常務委員會第 14 回會議にて改正）

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 広告内容に関する準則
- 第三章 広告行為に関する規範
- 第四章 監督管理
- 第五章 法的責任
- 第六章 附 則

第一章 総 則

第 1 条

広告活動を規範化し、消費者の合法的權益を保護し、広告業の健全な發展を促進し、社会・經濟の秩序を維持するため、本法を制定する。

第 2 条

中華人民共和國内において、商品販売者又はサービス提供者が一定の媒体及び形式を通じて直接又は間接的に自身の宣伝する商品又はサービスを紹介する商業広告活動について、本法を適用する。

本法における広告主とは、宣伝する商品又は提供するサービスのため、自ら又は他人に委託して広告の設計、制作、掲載を行う自然人、法人又はその他の組織をいう。

本法における広告取扱業者とは、委託を受けて広告の設計、制作、代理サービスを提供する自然人、法人又はその他の組織をいう。

本法における広告媒体業者とは、広告主又は広告主が委託した広告取扱業者のために広告を掲載する自然人、法人又はその他の組織をいう。

本法における広告推奨者とは、広告主以外で、広告の中で自身の名義又はイメージにより商品、サービスの推奨、証明を行う自然人、法人又はその他の組織をいう。

第3条

広告は、真実で、合法的で、健全な表現形式により広告内容を表現し、社会主義精神文明の構築及び中華民族の優秀な伝統文化の発揚に関する要求を満たさなければならない。

第4条

広告は、虚偽又は誤解を招く内容を含んではならず、消費者を欺き、誤導してはならない。

広告主は、広告内容の真実性に対して責任を負わなければならない。

第5条

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者は、広告活動に従事するにあたり、法令を遵守し、信義誠実の原則に基づき、公平な競争を行わなければならない。

第6条

国务院の工商行政管理部門は、全国の広告監督管理業務を主管し、国务院の関係部門は、各自の職責の範囲内で広告管理に関する業務を担当する。

県級以上の地方の工商行政管理部門は、所轄行政区域の広告監督管理業務を主管し、県級以上の地方の人民政府の関係部門は、各自の職責の範囲内で広告管理に関する業務を担当する。

第7条

広告業界団体は、法令及び定款の規定に基づいて、業界内の規範を制定し、業界内の自律を強化し、業界の発展を促進し、会員が法により広告活動に従事するよう指導し、広告業界の信用構築を推進しなければならない。

第二章 広告内容に関する準則

第8条

広告の中に商品の性能、機能、生産地、用途、品質、成分、価格、生産者、有効期限、承諾内容等又はサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、承諾内容等について表示がある場合、正確で、明瞭で、明白でなければならない。

広告の中に宣伝する商品又はサービスがそれに付随する贈答品であることを明示する場合は、贈答品となる商品又はサービスの品種、規格、数量、期限及び方式を明示しなければならない。

法律、行政法規が広告の中で明示するよう定めている内容は、目立つ位置に、明確に表示しなければならない。

第9条

広告に次の各号に掲げる事由があってはならない。

(一) 中華人民共和国の国旗、国歌、国章、軍旗、軍歌、軍の記章を使用する、又は形を変えて使用する。

(二) 国家機関、国家機関職員の名義若しくはイメージを使用する、又は形を変えて使用する。

(三) 「国家級」、「最高級」、「最良」等の用語を使用する。

(四) 国家の尊厳又は利益を損ね、国家秘密を漏洩する。

(五) 社会の安定を妨害し、社会公共の利益を損ねる。

(六) 人身、財産の安全に危害を加え、個人のプライバシーを漏洩する。

(七) 社会公共の秩序を妨害する、又は社会の良好な気風を損なう。

(八) わいせつ、色情的、賭博、迷信、恐怖、暴力的な内容を含む。

(九) 民族、種族、宗教、性別を差別する内容を含む。

(十) 環境、自然資源又は文化遺産の保護を妨害する。

(十一) 法律、行政法規で禁止が規定されているその他の事由。

第10条

広告は、未成年者及び障害者の心身の健康を損ねてはならない。

第11条

広告内容が触れる事項について行政許可を取得する必要がある場合は、許可の内容に合致しなければならない。

広告の中でデータ、統計資料、調査結果、要約、引用文等の引証内容を使用する場合、真実で、正確で、かつ出所を明示しなければならない。引証内容に適用範囲及び有効期限がある場合は、それを明示しなければならない。

第12条

広告の中に専利商品又は専利方法に関わる内容がある場合、専利番号及び専利の種類を明示しなければならない。

専利権を取得していない場合は、広告の中で専利権を取得したと偽って表示してはなら

ない。

専利権を取得していない専利出願及びすでに終了、取消し、無効となった専利を広告に使用することを禁止する。

第13条

広告は、その他の生産・販売者の商品又はサービスを貶めてはならない。

第14条

広告は、識別性を有し、消費者がそれを広告と明確に識別できるようにしなければならない。

マスメディアは、ニュース報道形式により形を変えて広告を掲載してはならない。マスメディアを通じて掲載する広告には、目立つ位置に「広告」と明示し、広告以外のその他の情報と区別しなければならず、消費者に誤解を与えてはならない。

ラジオ局、テレビ局が広告を掲載する場合は、国務院の関係部門が定めた時間、方式に関する規定を遵守するとともに、広告の時間を明示しなければならない。

第15条

麻酔薬、向精神薬、医療用毒性医薬品、放射性医薬品等の特殊医薬品、医薬品類有毒化学品前駆物質、並びに薬物依存治療用の医薬品、医療機器及び治療方法は、広告で扱ってはならない。

前項の規定以外の処方薬については、国務院の衛生行政部門及び国務院の薬品監督管理部門が共同で指定した医学、薬学専門刊行物上のみ広告を掲載することができる。

第16条

医療、医薬品、医療機器に係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 効果、安全性を示す断言又は保証を行う。
- (二) 治癒率又は有効率を説明する。
- (三) その他の医薬品、医療機器の効果及び安全性又はその他の医療機構と比較する。
- (四) 広告推奨者を利用して推奨、証明を行う。
- (五) 法律、行政法規で禁止が規定されているその他の内容。

医薬品に係る広告の内容は、国務院の薬品監督管理部門が承認した説明書と一致しなければならない。禁薬、副作用を目立つ位置に明示しなければならない。処方薬に係る広告は、目立つ位置に「本広告は医学・薬学の専門家の閲覧のみに供する」と明示しなければならない。非処方薬に係る広告は、目立つ位置に「説明書又は薬剤師の指導の下で購入、使用すること」と明示しなければならない。

個人の使用を推奨する医療機器に係る広告は、目立つ位置に「製品説明書をよく読んだ

上で、又は医療関係者の指導の下で購入、使用すること」と明示しなければならない。医療機器製品の登録証明書の中に禁忌内容、注意事項がある場合は、広告の中の目立つ位置に「禁忌内容又は注意事項の詳細は説明書を参照」と明示しなければならない。

第17条

医療、医薬品、医療機器に係る広告を除き、その他のいかなる広告も病気の治療の効能に関する表示を禁止し、医療用語又は宣伝する商品と医薬品、医療機器との混同を招きやすい用語を使用してはならない。

第18条

健康食品に係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 効果、安全性を示す断言又は保証を行う。
- (二) 病気の予防、治療の効能に言及する。
- (三) 広告の商品が健康を保障するために必ず必要であるとうたう又は暗示する。
- (四) 医薬品、その他の健康食品との比較を行う。
- (五) 広告推奨者を利用して推奨、証明を行う。
- (六) 法律、行政法規で禁止が規定されているその他の内容。

健康食品に係る広告は、目立つ位置に「本品は薬物に代替できない」と明示しなければならない。

第19条

ラジオ局、テレビ局、刊行物・音響映像作品の出版業者、インターネットサービスプロバイダは、健康、保養に関する知識の紹介等の形式により形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品に係る広告を掲載してはならない。

第20条

マスメディア又は公共場所において母乳に全部又は一部代替できるとうたう乳児用乳製品、飲料及びその他の食品に係る広告の掲載を禁止する。

第21条

農薬、動物用医薬品、飼料及び飼料添加剤に係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 効果、安全性を示す断言又は保証を行う。
- (二) 科学研究機関、学術機構、技術普及機構、業界団体又は専門家、使用者の名義若しくはイメージを利用して推奨、証明を行う。
- (三) 有効率を説明する。

- (四) 安全な使用に関する規定に違反する文字、言語又は画面。
- (五) 法律、行政法規で禁止が規定されているその他の内容。

第 22 条

マスメディア又は公共場所、公共交通機関、屋外でのたばこに係る広告の掲載を禁止する。未成年者に対するいかなる形式のたばこ広告の配信も禁止する。

その他の商品又はサービスに係る広告、公共広告を利用して、たばこ製品の名称、商標、包装、装飾並びに類似の内容を宣伝することを禁止する。

たばこ製品の生産者又は販売者が掲載する住所変更、名称変更、人材募集等の内容の中に、たばこ製品の名称、商標、包装、装飾並びに類似の内容を含めてはならない。

第 23 条

酒類に係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 飲酒に導き、飲酒を勧める又は無節制な飲酒を宣伝する。
- (二) 飲酒の動作を示す。
- (三) 車両、船舶、飛行機等を操縦する活動を表現する。
- (四) 飲酒に緊張や焦りの解消、体力増進等の効果があると明示又は暗示する。

第 24 条

教育、研修に係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 進学、試験合格、学位学歴若しくは合格証書の取得、又は教育、研修の効果を保証するような承諾を明示又は暗示する。
- (二) 関連の試験実施機構又はその職員、試験出題者が教育、研修に参加すると明示又は暗示する。
- (三) 科学研究機関、学術機構、教育機構、業界団体、専門家、受益者の名義又はイメージを利用して推奨、証明を行う。

第 25 条

企業誘致等投資配当が期待される商品又はサービスに係る広告は、存在する可能性のあるリスク並びにリスクに対する責任の負担について合理的な助言又は警告を行わなければならない。次各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 未来の効果、収益若しくはそれに関する状況について保証するような承諾を行う、元本保証、ノーリスク若しくは収益保証等を明示若しくは暗示する。ただし、国が別途規定する場合は除く。
- (二) 学術機構、業界団体、専門家、受益者の名義又はイメージを利用して推奨、証明を行う。

第26条

不動産に係る広告は、不動産物件に関する情報は、真実でなければならない、面積は、建築面積又は専有面積を明示しなければならない、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 価格上昇又は投資配当を承諾する。
- (二) 特定の具体的な参照物に到達するのに必要な時間により物件の位置を表示する。
- (三) 国の価格管理に関する規定に違反する。
- (四) 計画段階又は建設中の交通、商業、文化教育施設並びに市政に関するその他の条件について誤導・宣伝を行う。

第27条

農作物の種子、林木の種子、草の種子、家畜種、水産動植物の種苗及び種苗養殖に係る広告の品種名、生産性、生長量又は生産量、品質、耐性、特殊な使用価値、経済価値、栽培又は養殖に適した範囲・条件等に関する記述は、真実で、明瞭で、明白でなければならない、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 科学的に検証できない断言を行う。
- (二) 効果を示す断言又は保証を行う。
- (三) 経済便益に対して分析、予測を行う又は保証するような承諾を行う。
- (四) 科学研究機関、学術機構、技術普及機構、業界団体又は専門家、使用者の名義若しくはイメージを利用して推奨、証明を行う。

第28条

広告が虚偽又は誤解を招く内容により消費者を欺き、誤導した場合は、虚偽広告を構成する。

広告が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、虚偽広告とする。

- (一) 商品又はサービスが存在しない。
- (二) 商品の性能、功能、生産地、用途、品質、規格、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、受賞歴等の情報、又はサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、受賞歴等の情報、並びに商品又はサービスに関する承諾内容等の情報が実際の状況と合致せず、購買行為に実質的な影響を及ぼした。
- (三) 虚構、偽造又は検証ができない科学研究成果、統計資料、調査結果、要約、引用文等の情報を使用して証明資料とした。
- (四) 商品の使用又はサービス受入による効果を虚構した。
- (五) 虚偽又は誤解を招く内容により消費者を欺き、誤導するその他の状況。

第 29 条

ラジオ局、テレビ局、刊行物出版業者は、広告掲載業務に従事する場合、広告業務に専門に従事する機構を設置し、必要な人員を配置し、広告掲載に適した場所、設備を有し、県級以上の地方の工商行政管理部門において広告掲載登記手続を行わなければならない。

第 30 条

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者は、相互間の広告活動において法により書面での契約を締結しなければならない。

第 31 条

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者は、広告活動においていかなる形式の不正競争も行ってはならない。

第 32 条

広告主は、広告の設計、制作、掲載を委託するにあたり、合法的な取扱資格を有する広告取扱業者、広告媒体業者に委託しなければならない。

第 33 条

広告主又は広告取扱業者は、広告の中で他人の名義又はイメージを使用する場合、事前にその書面による同意を得なければならない。民事上の意思無能力者、制限行為能力者の名義又はイメージを使用する場合は、事前にその後見人の書面による同意を得なければならない。

第 34 条

広告取扱業者、広告媒体業者は、国の関連規定に基づき、広告業務の請負に関する登記、審査、記録管理制度を構築、整備しなければならない。

広告取扱業者、広告媒体業者は、法律、行政法規に基づき、関連の証明文書の検査を行い、広告内容を確認する。内容が合致しない又は証明文書に不備がある広告に対して、広告取扱業者は、設計、制作、代理サービスを提供してはならず、広告媒体業者は、掲載してはならない。

第 35 条

広告取扱業者、広告媒体業者は、その費用徴収基準及び徴収方法を公開しなければならない。

第 36 条

広告媒体業者が広告主、広告取扱業者に対して提供するカバー率、視聴率、クリック率、発行部数等の資料は、真実でなければならない。

第 37 条

法律、行政法規で生産、販売の禁止が規定されている製品又は提供の禁止が規定されているサービス、並びに広告の掲載が禁止されている商品又はサービスについて、いかなる組織又は個人も広告の設計、制作、代理、掲載を行ってはならない。

第 38 条

広告推奨者は、広告の中で商品、サービスの推奨、証明を行うにあたり、事実に基づき、本法及び関連の法律、行政法規の規定に合致しなければならず、自身が使用したことがない商品又は受けたことがないサービスの推奨、証明を行ってはならない。

満 10 歳未満の未成年者を広告推奨者として起用してはならない。

虚偽広告の中で推奨、証明を行い、行政処罰を受けてから 3 年未満の自然人、法人又はその他の組織は、これを広告推奨者として起用してはならない。

第 39 条

小・中学校、幼稚園内で広告活動を実施してはならず、小・中学生及び幼児の教材、補助教材、練習帳、文具、教具、制服、スクールバス等を利用して広告を掲載する又は形を変えて広告を掲載してはならない。ただし、公共広告は除く。

第 40 条

未成年者向けのマスメディア上で医療、医薬品、健康食品、医療機器、化粧品、酒類、美容に係る広告、並びに未成年者の心身の健康に悪影響を及ぼすオンラインゲームに係る広告を掲載してはならない。

満 14 歳未満の未成年者向けの商品又はサービスに係る広告は、次の各号に掲げる内容を含んではならない。

- (一) 広告の商品又はサービスの購入を保護者に要求するよう誘導する。
- (二) 安全ではない行為の模倣を誘発する可能性がある。

第 41 条

県級以上の地方の人民政府は、関係部門を組織し屋外の場所、空間、施設等を利用して掲載する屋外広告の監督管理を強化し、屋外広告の設置計画及び安全性要件を制定しなければならない。

屋外広告の管理弁法は、地方性法規、地方政府規章の中で規定する。

第 42 条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、屋外広告を設置してはならない。

- (一) 交通安全施設、交通標識を利用する。
- (二) 市政の公共施設、交通安全施設、交通標識、消防施設、消防安全標識の使用に影響を及ぼす。
- (三) 生産又は人民の生活を妨害し、都市の景観を損ねる。
- (四) 国家機関、文化財保護組織、観光名所等の建築規制地帯、又は県級以上の地方の人民政府が屋外広告の設置を禁止している区域に設置する。

第 43 条

いかなる組織又は個人も、当事者の同意又は請求を経ずに、その住宅、交通手段等に対して広告を送付してはならず、電子情報方式によりそれに広告を送信してはならない。

電子情報方式により広告を送信する場合は、送信者の真の身分及び連絡方法を明示するとともに、受信者に対して継続的な受信を拒絶する方式を提供しなければならない。

第 44 条

インターネットを利用して広告活動に従事する場合は、本法の各規定を適用する。

インターネットを利用して広告を掲載、配信する場合は、ユーザーによるインターネットの正常な使用に影響を及ぼしてはならない。ウェブページ上でポップアップ等の形式で掲載する広告は、目立つ位置に閉じるボタンを明示し、ボタンを押せば確実に閉じるようにしなければならない。

第 45 条

公共場所の管理者又は電気通信事業者、インターネットサービスプロバイダは、自身の場所又は情報伝送、掲載用プラットフォームを利用して違法広告が掲載されていることを明らかに知っている又は知っているべきである場合、それを制止しなければならない。

第四章 監督管理

第 46 条

医療、医薬品、医療機器、農薬、動物用医薬品及び健康食品に係る広告、並びに法律、行政法規で審査を実施しなければならないと規定されているその他の広告を掲載する場合は、掲載前に関係部門（以下、広告審査機関という）が広告内容に対して審査を実施しなければならない。審査を経していない場合は、掲載してはならない。

第 47 条

広告主は、広告審査を申請する場合、法律、行政法規に基づき、広告審査機関に対して関連の証明文書を提出しなければならない。

広告審査機関は、法律、行政法規の規定に基づき、審査の決定を行わなければならない、審査承認文書の副本を同級の工商行政管理部門に送付しなければならない。広告審査機関は、承認した広告を速やかに社会に公開しなければならない。

第 48 条

いかなる組織又は個人も、広告審査承認文書の偽造、変造又は譲渡を行ってはならない。

第 49 条

工商行政管理部門は、広告の監督管理に関する職責を履行し、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 違法な広告活動に従事した疑いがある場所に対して立入検査を実施する。
- (二) 違法の疑いがある当事者又はその法定代表者、主な責任者及びその他の関係者に対して質問を行い、関連の組織又は個人に対して調査を実施する。
- (三) 違法の疑いがある当事者に対して期限を定め関連の証明文書の提出を要求する。
- (四) 違法の疑いがある広告に関する契約書、領収書、帳簿、広告作品及びその他の関連の資料を調査、複製する。
- (五) 違法の疑いがある広告に関する広告物、経営ツール、設備等の財物を差し押さえ、押収する。
- (六) 重大な影響を及ぼしうる違法の疑いがある広告の掲載停止を命じる。
- (七) 法律、行政法規で規定されているその他の職権。

工商行政管理部門は、広告監視制度を構築、整備し、監視措置を充実させ、違法な広告行為を速やかに発見し、法により調査、処分しなければならない。

第 50 条

国務院の工商行政管理部門は、国務院の関係部門と共に、マスメディアの広告掲載行為に関する規範を制定する。

第 51 条

工商行政管理部門は、本法の規定に基づき職権を行使し、当事者は、これに協力しなければならない、拒絶、妨害してはならない。

第 52 条

工商行政管理部門と関係部門及びその職員は、自身が広告監督管理活動の中で知り得た

営業秘密に対して秘密保持義務を負う。

第 53 条

いかなる組織又は個人も、工商行政管理部門及び関係部門に対して本法に違反する行為の苦情申立て、通報を行う権利を有する。工商行政管理部門及び関係部門は、苦情、通報を受理する電話番号、宛先又は電子メールアドレスを社会に公開しなければならない、苦情、通報を受けた部門は、苦情を受けた日から 7 業務日以内に、処理を行い、苦情申立者、通報者に告知しなければならない。

工商行政管理部門及び関係部門が法により職責を履行しない場合、いかなる組織又は個人も、その上級機関又は監察機関に通報する権利を有する。通報を受けた機関は、法により処理を行い、処理の結果を速やかに通報者に告知しなければならない。

関係部門は、苦情申立者、通報者の秘密を保持しなければならない。

第 54 条

消費者協会及びその他の消費者組織は、本法の規定に違反して虚偽広告を掲載して、消費者の合法的権益を侵害する、並びに社会の公共利益を損ねるその他の行為に対して、法により社会監督を実施する。

第五章 法的責任

第 55 条

本法の規定に違反して虚偽広告を掲載した場合は、工商行政管理部門が広告掲載の停止を命じ、広告主に相応の範囲内で影響を払拭するよう命じ、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20 万元以上 100 万元以下の過料を科する。2 年以内に 3 度以上の違法行為がある又はその他の深刻な情状がある場合は、広告費用の 5 倍以上 10 倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、100 万元以上 200 万元以下の過料を科し、営業許可証を取り上げることができ、広告審査機関が広告審査承認文書を取り消し、1 年以内はその広告審査申請を受理しない。

医療機関に前項で規定されている違法行為があり、情状が深刻な場合は、工商行政管理部門が本法により処罰を行うほか、衛生行政部門が診療科目を取り消す又は医療機構執業許可証を取り上げることができる。

広告取扱業者、広告媒体業者が虚偽広告であることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、なお設計、制作、代理、掲載を行った場合は、工商行政管理部門が広告費用を没収し、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の過料を併科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20 万元以上 100 万元以下の過料を科する。2 年

以内に3度以上の違法行為がある又はその他の深刻な情状がある場合は、広告費用の5倍以上10倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、100万元以上200万元以下の過料を科し、関係部門が広告掲載業務を一時的に停止させ、営業許可証を取り上げ、広告掲載登記証明書を取り上げることができる。

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者に本条第1項、第3項が定める行為があり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第56条

本法の規定に違反して虚偽広告を掲載し、消費者を欺き、誤導したことにより、商品を購入した又はサービスを受けた消費者の合法的權益を損ねた場合、広告主が法により民事責任を負う。広告取扱業者、広告媒体業者が広告主の真の名称、住所及び有効な連絡方法を提供できない場合、消費者は、広告取扱業者、広告媒体業者に先に賠償するよう要求することができる。

消費者の生命、健康に係る商品又はサービスに関する虚偽広告により、消費者に損害を与えた場合、その広告取扱業者、広告媒体業者、広告推奨者は、広告主と共に連帯責任を負わなければならない。

前項に定める以外の商品又はサービスに係る虚偽広告により、消費者に損害を与えた場合において、虚偽広告であることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、なお設計、制作、代理、掲載又は推奨、証明を行ったとき、その広告取扱業者、広告媒体業者、広告推奨者は、広告主と共に連帯責任を負わなければならない。

第57条

次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、工商行政管理部門が広告掲載の停止を命じ、広告主に対して20万元以上100万元以下の過料を科し、情状が深刻な場合は、営業許可証を取り上げることができ、広告審査機関が広告審査承認文書を取り消し、1年内はその広告審査申請を受理しない。広告取扱業者、広告媒体業者に対しては、工商行政管理部門が広告費用を没収し、20万元以上100万元以下の過料を科し、情状が深刻な場合は、営業許可証を取り上げ、広告掲載登記証明書を取り上げることができる。

(一) 本法第9条、第10条で禁止が規定されている事由に該当する広告を掲載する。

(二) 本法第15条の規定に違反して処方薬に係る広告、医薬品類有毒化学品前駆物質に係る広告、薬物依存治療用の医療機器及び治療方法に係る広告を掲載する。

(三) 本法第20条の規定に違反して母乳に全部又は一部代替できるとうたう乳児用乳製品、飲料及びその他の食品に係る広告を掲載する。

(四) 本法第22条の規定に違反して、たばこに係る広告を掲載する。

(五) 本法第37条の規定に違反して、広告を利用して生産、販売が禁止されている製品若しくは提供が禁止されているサービス、又は広告の掲載が禁止されている商品若しくはサ

ービスの宣伝を行う。

(六) 本法第 40 条第 1 項の規定に違反して、未成年者向けのマスメディア上に医療、医薬品、健康食品、医療機器、化粧品、酒類、美容に係る広告、並びに未成年者の心身の健康に悪影響を及ぼすオンラインゲームに係る広告を掲載する。

第 58 条

次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、工商行政管理部門が広告掲載の停止を命じ、広告主に相応の範囲内で影響を払拭するよう命じ、広告費用の 1 倍以上 3 倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、10 万元以上 20 万元以下の過料を科する。情状が深刻な場合は、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20 万元以上 100 万元以下の過料を科し、営業許可証を取り上げることができ、広告審査機関が広告審査承認文書を取り消し、1 年以内はその広告審査申請を受理しない。

(一) 本法第 16 条の規定に違反して、医療、医薬品、医療機器に係る広告を掲載する。

(二) 本法第 17 条の規定に違反して、広告の中に病気の治療の効能に言及する、並びに医療用語又は宣伝する商品と医薬品、医療機器との混同を招きやすい用語を使用する。

(三) 本法第 18 条の規定に違反して、健康食品に係る広告を掲載する。

(四) 本法第 21 条の規定に違反して、農薬、動物用医薬品、飼料及び飼料添加剤に係る広告を掲載する。

(五) 本法第 23 条の規定に違反して、酒類に係る広告を掲載する。

(六) 本法第 24 条の規定に違反して、教育、研修に係る広告を掲載する。

(七) 本法第 25 条の規定に違反して、企業誘致等投資配当が期待される商品又はサービスに係る広告を掲載する。

(八) 本法第 26 条の規定に違反して、不動産に係る広告を掲載する。

(九) 本法第 27 条の規定に違反して、農作物の種子、林木の種子、草の種子、家畜種、水産動植物の種苗及び種苗養殖に係る広告を掲載する。

(十) 本法第 38 条第 2 項の規定に違反して、満 10 歳未満の未成年者を広告推奨者として起用する。

(十一) 本法第 38 条第 3 項の規定に違反して、自然人、法人又はその他の組織を広告推奨者として起用する。

(十二) 本法第 39 条の規定に違反して、小・中学校、幼稚園内又は小・中学生、幼児に関する物品を利用して広告を掲載する。

(十三) 本法第 40 条第 2 項の規定に違反して、満 14 歳未満の未成年者向けの商品又はサービスに係る広告を掲載する。

(十四) 本法第 46 条の規定に違反して、審査を経ずに広告を掲載する。

医療機関に前項で定める違法行為があり、情状が深刻な場合は、工商行政管理部門が本

法により処罰を行うほか、衛生行政部門は、診療科目を取り上げる又は医療機構執業許可証を取り上げることができる。

広告取扱業者、広告媒体業者が本条第 1 項で定める違法行為があることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、なお設計、制作、代理、掲載を行った場合は、工商行政管理部門が広告費用を没収し、広告費用の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、10 万元以上 20 万元以下の過料を科する。情状が深刻な場合は、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の過料を科し、広告費用が計算できない又は明らかに低すぎる場合は、20 万元以上 100 万元以下の過料を科し、関係部門が広告掲載業務を一時的に停止させ、営業許可証を取り上げ、広告掲載登記証明書を取り上げることができる。

第 59 条

次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、工商行政管理部門が広告掲載の停止を命じ、広告主に対して 10 万元以下の過料を科する。

- (一) 広告内容が本法第 8 条の規定に違反する。
- (二) 広告の引証内容が本法第 11 条の規定に違反する。
- (三) 専利に関わる広告が本法第 12 条の規定に違反する。
- (四) 本法第 13 条の規定に違反して、広告がその他の生産・販売者の商品又はサービスを貶める。

広告取扱業者、広告媒体業者が前項で定める違法行為があることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、なお設計、制作、代理、掲載を行った場合は、工商行政管理部門が 10 万元以下の過料を科する。

広告が本法第 14 条の規定に違反して、識別性を有さない、又は本法第 19 条の規定に違反して、形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品に係る広告を掲載した場合は、工商行政管理部門が是正を命じ、広告媒体業者に対して 10 万元以下の過料を科する。

第 60 条

本法第 29 条の規定に違反して、ラジオ局、テレビ局、刊行物出版業者が広告掲載登記手続を行わず、無断で広告掲載業務に従事した場合は、工商行政管理部門が是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得が 1 万元以上の場合は、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科し、違法所得が 1 万元未満の場合は、5,000 元以上 3 万元以下の過料を併科する。

第 61 条

本法第 34 条の規定に違反して、広告取扱業者、広告媒体業者が国の関連規定に基づき広告業務管理制度の構築、整備を行わない、又は広告内容に対する確認を行わない場合は、工商行政管理部門が是正を命じ、5 万元以下の過料を科すことができる。

本法第 35 条の規定に違反して、広告取扱業者、広告媒体業者がその費用徴収基準及び徴収方法を公開しない場合は、価格主管部門が是正を命じ、5 万元以下の過料を科することができる。

第 62 条

広告推奨者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、工商行政管理部門が違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の過料を併科する。

(一) 本法第 16 条第 1 項第 (四) 号の規定に違反して、医療、医薬品、医療機器に係る広告の中で推奨、証明を行う。

(二) 本法第 18 条第 1 項第 (五) 号の規定に違反して、健康食品に係る広告の中で推奨、証明を行う。

(三) 本法第 38 条第 1 項の規定に違反して、自身が使用したことがない商品又は受けたことがないサービスの推奨、証明を行う。

(四) 虚偽広告であることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず、なお広告の中で商品、サービスの推奨、証明を行う。

第 63 条

本法第 43 条の規定に違反して、広告を配信した場合は、関係部門が違法行為の停止を命じ、広告主に対して 5,000 元以上 3 万元以下の過料を科する。

本法第 44 条第 2 項の規定に違反して、インターネットを利用して広告を掲載し、目立つ位置に閉じるボタンを明示せず、ボタンを押せば確実に閉じられるようにしていない場合は、工商行政管理部門が是正を命じ、広告主に対して 5,000 元以上 3 万元以下の過料を科する。

第 64 条

本法第 45 条の規定に違反して、公共場所の管理者及び電気通信事業者、インターネットサービスプロバイダが、広告活動が違法であることを明らかに知っている又は知っているべきであるにもかかわらず制止しない場合は、工商行政管理部門が違法所得を没収し、違法所得が 5 万元以上の場合は、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科し、違法所得が 5 万元未満の場合は、1 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が深刻な場合は、関係部門が法により関連業務を停止させる。

第 65 条

本法の規定に違反して、真実の状況を隠蔽する又は虚偽の資料を提出して広告審査を申請した場合、広告審査機関は、それを受理しない又は承認せず、警告を与え、1 年以内は当該申請者の広告審査申請を受理しない。詐欺、賄賂等の不正な手段により広告審査の承認

を得た場合、広告審査機関は、それを取り消し、10万元以上20万元以下の過料を科し、3年以内は当該申請者の広告審査申請を受理しない。

第66条

本法の規定に違反して、広告審査承認文書の偽造、変造又は譲渡を行った場合は、工商行政管理部门が違法所得を没収し、1万元以上10万元以下の過料を併科する。

第67条

本法で定める違法行為があった場合は、工商行政管理部门が信用記録に記入し、関連の法律、行政法規の規定に基づき公示する。

第68条

ラジオ局、テレビ局、刊行物・音響映像作品の出版業者が違法広告を掲載した、又はニュース報道形式により形を変えて広告を掲載した、又は健康、保養に関する知識の紹介等の形式により形を変えて医療、医薬品、医療機器、健康食品に係る広告を掲載した場合、工商行政管理部门は、本法により処罰を行うにあたり、新聞出版広電部門及びその他の関係部門に報告しなければならない。新聞出版広電部門及びその他の関係部門は、法により責任を負う主管者及び直接の責任者に対して処分を行わなければならない。情状が深刻な場合は、メディアの広告掲載業務を一時的に停止させることができる。

新聞出版広電部門及びその他の関係部門が前項の規定に基づきラジオ局、テレビ局、刊行物・音響映像作品の出版業者に対して処理を行わない場合は、責任を負う主管者及び直接の責任者に対して、法により処分を行う。

第69条

広告主、広告取扱業者、広告媒体業者が本法の規定に違反して、次の各号に掲げる権利侵害行為のいずれかに該当する場合は、法により民事責任を負う。

- (一) 広告の中で未成年者又は障害者の心身の健康を損ねる。
- (二) 他人の専利を詐称する。
- (三) その他の生産・販売者及びその商品、サービスを貶める。
- (四) 広告の中で同意を経ずに他人の名義又はイメージを使用する。
- (五) 他人の合法的な民事上の権益を損ねるその他の行為。

第70条

虚偽広告の掲載、又は本法で定めるその他の違法行為により、営業許可証の取上げを受けた会社、企業の法定代表者が違法行為に対して個人的な責任を負う場合は、当該会社、企業が営業許可証の取上げを受けた日から3年以内は会社、企業の役員、監査役、上級管

理職に就いてはならない。

第 71 条

本法の規定に違反して、工商行政管理部門の監督検査を拒絶、妨害した、又は治安管理条例違反を構成するその他の行為があった場合は、法により治安管理条例に関する処罰を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 72 条

広告審査機関が違法な広告内容に対して審査の上で承認の決定を行った場合、責任を負う主管者及び直接の責任者に対して、任免機関又は監察機関が法により処分を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 73 条

工商行政管理部門が広告監視に関する職責の履行中に発見した違法な広告行為又は苦情、通報を受けた違法な広告行為に対して、法により調査、処分を行わない場合は、責任を負う主管者及び直接の責任者に対して、法により処分を行う。

工商行政管理部門及び広告管理に関する業務を担当する関係部門の職員に職務怠慢、職権乱用、私利による不正があった場合は、法により処分を行う。

前 2 項の行為があり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第六章 附 則

第 74 条

国は、公共広告に係る宣伝活動の実施を奨励、支援し、社会主義の核心的価値観を広め、文明的な気風を提唱する。

マスメディアは、公共広告を掲載する義務を有する。ラジオ局、テレビ局、刊行物出版業者は、規定のレイアウト、時間帯、時間に従って公共広告を掲載しなければならない。公共広告の管理規則は、国务院の工商行政管理部門が関係部門と共に制定する。

第 75 条

本法は、2015 年 9 月 1 日から施行する。

出所

http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853642.htm

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。（ジェットロ上海事務所知的財産権部）